

# 鶴岡市資源回収運動実施要綱

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 2 5 7 号

(目的)

第 1 条 この告示は、ごみの中に含まれている資源及び再利用可能物を排出時に分別し、ごみ減量と資源の再利用を図ることによって、ごみに対する市民の関心を高めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「資源」とは、ごみとして排出されるもののうち、資源として再利用できる古紙類、金属類、空びん類等をいう。

(実施団体の登録、変更等)

第 3 条 資源回収運動を実施しようとする団体は、市長が指定する期日までに資源回収運動実施団体登録届出書(様式第 1 号)を市長に提出し、登録を受けるものとする。

2 前項の登録を受けることができる団体は、一定の地域住民で組織する自治会、子供会、婦人会、青年部、老人クラブ、PTA(学校、保育園、幼稚園等)その他営利を目的としない福祉団体、ボランティア団体等(会則、規約等を有するものに限る。)とする。

3 市長は、第 1 項の規定による届出があった場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは、当該団体を資源回収運動実施団体(以下「実施団体」という。)として登録するものとする。

4 前項の登録の期間は、登録を受けた年度の末日までとする。

5 実施団体は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は速やかに資源回収運動実施団体登録変更(廃止)届出書(様式第 2 号)を市長に提出するものとする。

(回収業者の登録、変更等)

第 4 条 市長は、次に掲げる要件を満たす者を回収業者として登録する。

- (1) 市内に事務所等を有し、2 年以上継続して資源回収の業を営んでいること。
- (2) 事業を継続して行うに足りる財政的基礎を有し、市税を滞納していないこと。
- (3) 回収した再生資源物を確実に再資源化できる流通経路を確保していること。
- (4) 暴力団、反社会的団体の構成員および準構成員でないこと。
- (5) その他回収業者の登録に必要な要件を備えていること。

2 登録を受けようとする回収業者は、市長が指定する期日までに資源回収運動回収業者登録届出書(様式第 3 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 納税証明書(法人市民税又は個人市民税)
- (2) 前号に掲げるもののほか、回収業者の登録に必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは、当該回収業者を資源回収運動回収業者(以下「登録回収業者」という。)として登録するものとする。

4 前項の登録の期間は、登録を受けた年度の末日までとする。

5 登録回収業者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は速やかに資源回収運動回収業者登録変更(廃止)届出書(様式第 4 号)を市長に提出するものとする。

(実施団体の登録抹消)

第 5 条 市長は、実施団体が法令、条例又は鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成 1 7 年鶴岡市告示第 2 5 8 号。以下「交付要綱」という。)若しくはこの告示の規定に違反するおそれがあるとき又は違反したときは、当該実施団体に対し必要な措置を講ず

るよう指導、勧告又は登録の抹消をすることができる。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消するものと決定した場合は、資源回収運動実施団体登録抹消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を抹消された実施団体は、抹消された年度内の再登録はできないものとする。

（登録回収業者の登録抹消）

第6条 市長は、登録回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 第4条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 法令、条例又は交付要綱若しくはこの告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消するものと決定した場合は、資源回収運動回収業者登録抹消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項第2号の規定により登録を抹消された回収業者は登録抹消の日から2年間登録できないものとする。

（実施計画）

第7条 実施団体は、登録回収業者の中から回収業者を決定し、原則として年2回以上の実施日を定め、具体的な実施計画を立てるものとする。

（実施団体代表者の役割）

第8条 実施団体の代表者は、この運動を推進するため、次に掲げることを行うものとする。

(1) 実施計画の調整及び登録回収業者との連絡調整に関すること。

(2) 集積場所の設置管理に関すること。

(3) 実施案内チラシ等の作成、配布及び広報活動に関すること。

（集積場所）

第9条 集積場所は、最低限必要な箇所数とし、実施団体で定めるものとする。

（回収品目）

第10条 この運動で回収する資源の品目は、次のとおりとする。

(1) 新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用パック、雑がみ等の古紙類

(2) スチール製及びアルミ製の空き缶、鍋、やかん等の金属類

(3) 容量1.8リットルの酒びん、ビールびん等のリターナブルびん

（回収）

第11条 回収については、原則として登録回収業者が行うものとする。

（売却）

第12条 実施団体が回収品を売却したその収益金は、実施団体の収入とする。

（報奨金）

第13条 市長は、この事業を円滑に推進するために、交付要綱により報奨金を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市集団資源回収運動実施要綱（昭和58年4月1日鶴岡市施行）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 旧藤島町資源回収運動実施要綱（平成17年鶴岡市告示第259号）
  - (2) 旧羽黒町資源回収運動実施要綱（平成17年鶴岡市告示第263号）
  - (3) 旧櫛引町資源回収運動実施要綱（平成17年鶴岡市告示第261号）
  - (4) 旧温海町資源回収運動実施要綱（平成17年鶴岡市告示第270号）

附 則（平成22年3月31日鶴岡市告示77号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日鶴岡市告示85号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日鶴岡市告示100号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日鶴岡市告示127号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月31日鶴岡市告示159号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

資源回収運動実施団体登録届出書

年 月 日

鶴岡市長様

団体名	
代表者住所	〒
代表者氏名	
電話	
メールアドレス	

鶴岡市資源回収運動実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 資源回収実施予定

実施回数	実施予定年月日	実施回数	実施予定年月日
1	令和 年 月 日	7	令和 年 月 日
2	令和 年 月 日	8	令和 年 月 日
3	令和 年 月 日	9	令和 年 月 日
4	令和 年 月 日	10	令和 年 月 日
5	令和 年 月 日	11	令和 年 月 日
6	令和 年 月 日	12	令和 年 月 日

2 回収業者名

①  ②

3 報奨金の受領口座

①	金融機関名		支店名	
②	金融機関コード（銀行番号）		③	支店番号
	(フリガナ)		⑤	預金種別
④	口座名			
	口座番号			
⑥	※ゆうちょ銀行の場合は記号・番号を記入して下さい。		記号	番号

⑦ 通帳管理者（報奨金交付額の通知先。代表者と異なる場合）

住所	〒
氏名	
電話	
メールアドレス	

登録番号

資源回収運動実施団体登録変更（廃止）届出書

年 月 日

鶴岡市長様

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話（ ）

鶴岡市資源回収運動実施要綱第3条第5項の規定により、下記のとおり届出します。

記

変更（廃止）年月日	年 月 日	
変更内容	新	旧
変更（廃止）理由		

資源回収運動回収業者登録届出書

年 月 日

鶴岡市長様

〒  
 届出者 住所・所在地 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな)  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
 F A X 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

鶴岡市資源回収運動実施要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添えて届出します。

回収品目	資源物の種類		回収の有無	備 考	
	※ 回収の有無について○印を記入して下さい。	古紙類	新聞	有 ・ 無	
雑誌			有 ・ 無		
ダンボール			有 ・ 無		
飲料用パック			有 ・ 無		
雑がみ			有 ・ 無		
金属類		スチール缶	有 ・ 無		
		アルミ缶	有 ・ 無		
		その他の金属	有 ・ 無		
びん		1.8ℓびん	有 ・ 無		
		ビールびん	有 ・ 無		
		その他のびん	有 ・ 無		
収集車輛		種 類	登録番号	積載量	乗員数
				人	
				人	
				人	
従業員数	人				

※ 各回収品目における「その他」につきましては、備考欄に種類をご記入ください。

※ 記入しきれない場合は、用紙を追加してご提出ください。

<p>回収品目搬入先</p> <p>※ 貴社で回収した資源物を搬入する取引先を記入ください。</p> <p>取引先以降の再生資源化のルートも分かりましたら記入して下さい。</p>	資源物の種類		搬入先の名称、所在							
	古紙類	新聞								
		雑誌								
		ダンボール								
		飲料用パック								
		雑がみ								
	金属類	スチール缶								
		アルミ缶								
		その他の金属								
	びん	1. 80びん								
ビールびん										
報奨金受領口座	金融機関名		銀行・金庫			本店・支店				
			農協			支所・出張所				
	預金種類：普通・当座		フリガナ 口座名義人							
	口座番号									
※ゆうちょ銀行の場合 記号・番号を記入		記号 番号								
<p>その他</p> <p>※ 住所・所在地が鶴岡市以外の場合、鶴岡市内に有する事務所等の住所・所在地を記入してください。</p>										

資源回収運動回収業者登録変更（廃止）届出書

年 月 日

鶴岡市長様

〒  
届出者 住所・所在地 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
F A X 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

鶴岡市資源回収運動実施要綱第4条第5項の規定により届出します。

記

変更（廃止）年月日	年 月 日	
変更内容	新	旧
変更（廃止）理由		



様式第5号（第5条関係）

資源回収運動実施団体登録抹消通知書

様

鶴岡市長

㊟

鶴岡市資源回収運動実施要綱第5条の規定により、資源回収運動実施団体登録を下記のとおり抹消しましたので通知します。

記

- 1 登録年月日
- 2 抹消年月日
- 3 抹消の理由

様式第6号（第6条関係）

資源回収運動回収業者登録抹消通知書

様

鶴岡市長

㊟

鶴岡市資源回収運動実施要綱第6条の規定により、資源回収運動回収業者登録を下記のとおり抹消しましたので通知します。

記

- 1 登録年月日
- 2 抹消年月日
- 3 抹消の理由